平成２２年（フ）第３１９号
長崎県長崎市上小島１丁目６番30号　平井アパート102号室
債務者　小川　隆徳
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
長崎県長崎市新戸町１丁目17番11号ポラリス102号
債務者　佐々野純世
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４９号
札幌市東区北20条東９丁目４番16号　レジデンス松香Ｃ号
債務者　徳田　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１２号
札幌市東区本町２条１丁目12番８号
債務者　田中みか子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２０号
札幌市白石区菊水元町７条１丁目16番11号フラワーハイムＢ―101号
債務者　栗山智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７８号
札幌市手稲区前田７条８丁目４番18号
債務者　反保世志美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７９号
札幌市手稲区前田７条８丁目４番18号
債務者　反保ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１４号
北海道江別市見晴台55番地の４
債務者　岡嶋　波子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６３号
北海道北広島市栄町３丁目１番地６
債務者　小田　佳実
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８４号
札幌市厚別区厚別南２丁目４番10号　スカイラーク103
債務者　槻舘　政司
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９０号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番９―104号
債務者　扇谷　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００８号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目７番14号
債務者　齋藤　勝美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４８号
札幌市北区北28条西４丁目２番15号　ゆうとビル401号
債務者　竹原　則親
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５４号
札幌市豊平区中の島２条４丁目３番11号　中の島コーポ６号
債務者　長濱　美鈴（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３９号
札幌市北区新琴似８条14丁目２番９号　新栄荘１階左Ａ号
債務者　岩崎　義晴
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０号
北海道名寄市西１条南10丁目14番地１
債務者　峯田　巧美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道紋別市南が丘町２丁目９番15号
債務者　大石留理子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
旭川地方裁判所紋別支部